

# あいち森と緑づくり事業計画(案)の概要

## I はじめに

### 【計画策定の趣旨】

- ・ 森と緑が有する公益的機能に対する県民の期待は高い。
- ・ 一方、手入れが進まない森林の増加や都市の緑の減少により、公益的機能の低下が懸念される。
- ・ このため、平成 21 年度から 10 年計画で、「あいち森と緑づくり事業」を実施し、計画どおりの成果を上げてきた。
- ・ しかしながら、手入れの必要な森林が多く残っていることや、都市の緑の減少が続いていること、高齢化した森林の若返りなど新たな課題に対応するため、「あいち森と緑づくり事業」を継続する。

### 【計画期間】

- ・ 2019 年度から 2028 年度の 10 年間。
- ・ 5 年経過時に事業評価を行い、事業内容を検証する。

## II 前計画の取組結果

### 【人工林整備】

- ・ 15,000ha の計画に対し、15,006ha の見込 (100%)

### 【里山林整備】

- ・ 192 箇所の計画に対し、197 箇所の見込 (103%)

### 【都市緑化推進】

- ・ 2,049 件の計画に対し、2,205 件の見込 (108%)

### 【環境活動・学習推進】

- ・ 900 件の計画に対し、956 件の見込 (106%)

### 【普及啓発（県産木材を使用した机・椅子の導入）】

- ・ 70,000 セットの計画に対し、88,001 セットの見込 (126%)

### Ⅲ 森と緑を取り巻く現状

#### 【森林】

- ・ 県内の間伐が必要なスギ、ヒノキ人工林は6万haあり、引き続き間伐の推進が必要である。
- ・ 減災対策や資源の有効活用のため、間伐材の搬出が必要である。
- ・ 県内のスギ、ヒノキ人工林のうち40%が61年生以上で、森林の若返りが必要である。
- ・ 少花粉苗への植え替えや獣害対策を進める必要がある。
- ・ 放置された里山林の保全を進めるため、県民や地域の多様なニーズを捉え、県民協働の取組を進める必要がある。
- ・ 多くの県民が里山林の保全活動に参加する仕組みづくりのため、指導者の育成が必要である。
- ・ 本県で開催される第70回全国植樹祭の開催理念を継承し、木材利用の一層の促進が必要である。

#### 【都市の緑】

- ・ 都市の緑が年々減少していることから、緑を保全し、増やしていくことが必要である。
- ・ 県民の都市の緑に対する理解、意識の向上を図ることが必要である。

#### 【県民の意識・活動】

- ・ 多くの県民に森と緑の活動への参加を促し、実践につなげるため、地域団体やNPO等への支援が必要である。

### Ⅳ 将来に目指す姿

#### ○スギ・ヒノキ人工林

適切な手入れがなされ、水源かん養や山地災害防止などの公益的機能が持続的に発揮されている。

#### ○都市近郊の里山林

地域住民等による保全が行われ、レクリエーションや森林環境学習の場として活用されている。

#### ○山と街の連携

都市部で県産木材が積極的に利用されることにより、森林資源の循環が促進され、山村での森林整備や木材生産が進んでいる。

#### ○県民の意識・活動

県民一人ひとりに森と緑を守る意識が浸透し、家庭・学校・企業・地域などあらゆる場において森と緑を支える活動や学習が広く実践されている。

#### ○都市の緑

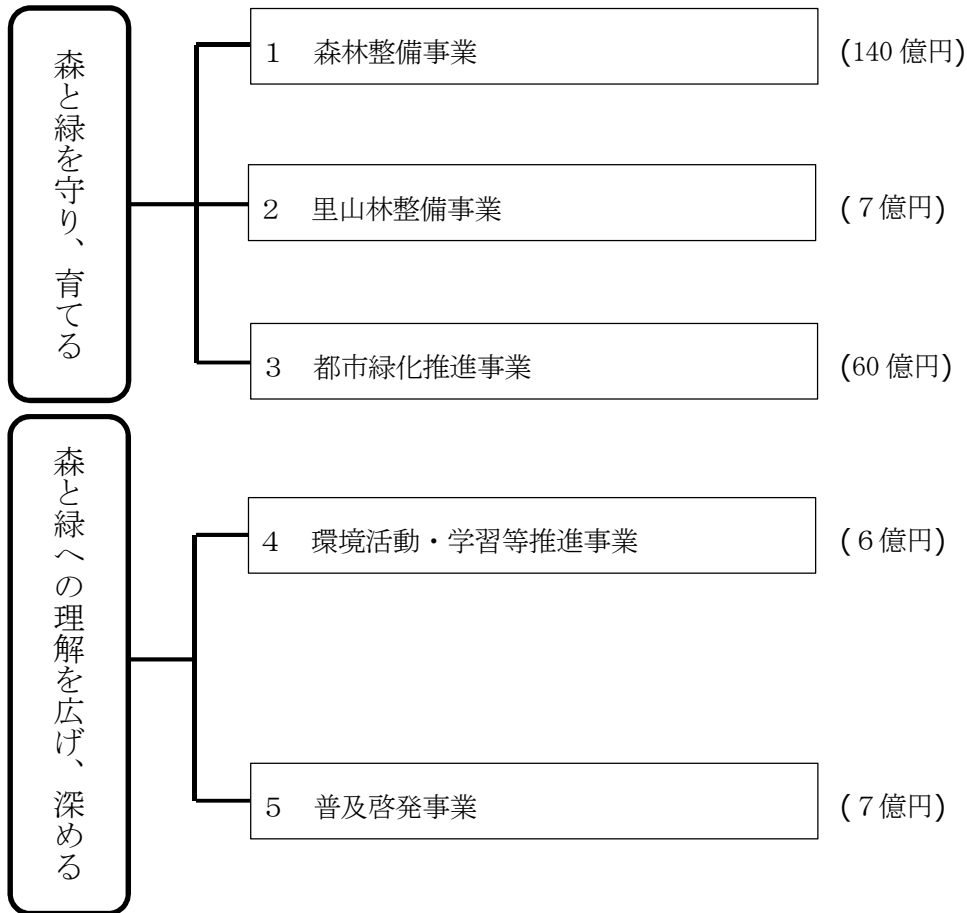
都市の緑が保全・創出・活用され、人々に潤いとやすらぎを与え、都市環境の向上に貢献している。

## V 施策体系

施策の柱

取組内容 (総事業費：220億円)

( ) 内は10年間の事業費



## VI 本計画における事業量

事業	項目	10年間の実施事業量
森林整備事業	スギ・ヒノキ人工林間伐面積	16,000ha
	高齢化した森林の少花粉苗への植替面積	450ha
里山林整備事業	里山林整備箇所数	40箇所
都市緑化推進事業	都市緑化推進への取組件数	2,385件
環境活動・学習等推進事業	多様な主体による環境活動・学習や生態系ネットワーク形成の取組への交付件数	820件
普及啓発事業	PR効果の高い木造・木質化等への支援件数	20件

## VII 事業内容

(下線部は新たな取り組み)

- 1 森林整備事業（農林水産部）
  - ・林業活動では整備が困難な人工林の間伐の実施や附帯する作業道の整備、中でも、防災効果の高い、公道・河川沿い、集落周辺の間伐を重点的に実施
  - ・高齢化した人工林の若返りとして、「あいちニコ杉」等、少花粉苗への植え替え及びそれに伴うシカ等に対する防護柵の設置等への支援及び少花粉苗生産施設の整備
- 2 里山林整備事業（農林水産部）
  - ・地域住民、団体等による保全活用を前提とした里山林の整備への支援
- 3 都市緑化推進事業（建設部）
  - ・都市における緑地の保全・創出・活用や建物の緑化
  - ・県民参加による緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発に対する支援
- 4 環境活動・学習等推進事業（環境部）
  - ・森と緑の保全活動や社会全体で支える機運を醸成する環境学習への支援
  - ・生きものの生息生育空間をつなぐ生態系ネットワークを形成するためのビオトープの創出等への支援及びモニタリング調査の実施
- 5 普及啓発事業（農林水産部・環境部・建設部）
  - ・全国植樹祭の開催理念を継承し、木材利用を一層促進するための、愛知県産木材を利用したPR 効果の高い建築物等への支援
  - ・事業のPR 等の実施

## VIII 事業の推進体制と評価

### 【事業の推進体制】

- ・事業を計画的かつ効率的に実施するため、市町村を始めとする地元地域の関係者と連携、調整し、協力を得ながら実施していく。
- ・県庁内関係課室により構成される「あいち森と緑づくり事業庁内連絡会議」において、連絡調整を行い、施策の計画的な推進を図る。

### 【事業の評価】

- ・各事業の取組状況は優良事例などを取りまとめた事業報告書を毎年度作成する。
- ・有識者や活動団体の代表者、公募による県民の代表を委員とした「あいち森と緑づくり委員会」を設置し、事業の計画、進捗及び実績の評価等について意見を聴取する。